

こんな時どうする？ Q&A

学業・生活面

Q 授業や学生生活などの質問をどの先生・事務室に話せばいいのかわかりません。質問自体も明確ではないため、どのように伝えていいのかわからない場合はどうしたらいいですか？

A

- 大学の仕事は、多くの先生やさまざまな部署が分担しています。
- 質問の担当の先生や部署がわからないときには、**まずは担任教員か、最寄の事務室に相談してください。**

▶ 詳細はp.28

Q 学生相談室の利用方法を教えてください。

A

- **学生相談室は学生センターにあります。**来室すれば、すぐに相談に応じるようにしていますが、場合によっては予約をしていただき別の日にあらためて行くこともあります。来室するのが困難であれば、電話やメールで予約することもできますので、あらかじめ予約をしておくといでしょう。

▶ 詳細はp.29

Q 父親が失職して家計が困難になり、学業の継続が難しくなりました。こういった場合に申請できる奨学金制度はありますか？

A

- 家計を支えている人の失職、死亡や不慮の事故（災害など）により、家計が急変し、学業の継続が困難になったときには、**随時 緊急・応急採用として奨学金が申請できます。**
- 家計が急変し、奨学金が必要な場合は、学生センターにご相談ください。

▶ 詳細はp.62

Q 1年生のときに、日本学生支援機構の奨学金を申込みませんでした。3年生から奨学金を受けることはできますか？

A

- **申し込むことはできます。ただし、必ずしも採用になるわけではありません。**上級生対象のガイダンスが毎年4月にありますので、そちらにご参加ください。

▶ 詳細はp.62

Q 自転車で通学していたときに転倒して、ケガをしました。保険の適用はありますか？

A

- **学生教育研究災害傷害保険の通学特約の対象となります。**まずは、学生センターに事故報告に来てください。

▶ 詳細はp.66

Q 街で声をかけられて、不当な商品売りつけられて、断わりきれずに契約をしてしまいました。契約を解除することはできるでしょうか？

A

- **いったん成立した契約を、一方的にやめることはできません。**しかし、キャッチセールスやアポイントメントセールスなど、不意打ちに勧誘され、よく考える時間もなく不本意に契約してしまった場合、クーリングオフ制度が適用されます。契約書面を受けとった日を含めて8日以内であれば、書面で申込の撤回はまた契約解消の通知をすることで売買契約を白紙に戻すことができます。
- 印鑑がなくても契約は成立します。**安易に署名しないよう、内容をよく確認するようにしましょう。**

▶ 詳細はp.82

休講・欠席・試験の連絡、各種届出

Q 休講や教室変更などの情報は、どうすればわかるのですか？ ▶

A

- **UNITAMAや授業が開講されている校舎の掲示板を見てください。** 授業の情報以外でも、重要な連絡は掲示で行われることが多いです。必ずUNITAMAや所属学科の掲示板を確認する習慣をつけてください。
- UNITAMAの休講・教室変更・学生呼出については、パソコンや携帯電話から確認できます。パソコンや携帯電話を利用した連絡→ ▶ 詳細はp.24

Q 大学へ行く途中で、電車が事故で止まってしまいました。どうすればよいですか？ ▶

A

- **小田急線「玉川学園前」駅を含む区間が事故等で不通になった場合は、授業が休講になる場合があります。**
- **それ以外の区間が事故等による不通になった場合は、所定の手続きをとることにより、授業の欠席が「公欠」になります。**
- 「欠席届(公欠扱い)」と遅延証明書を授業運営課へ提出してください。「欠席届(公欠扱い)」は、ホームページからもダウンロードできます。 ▶ 詳細はp.48

Q インフルエンザに罹ってしまい、来週から始まる試験を受けることができません。どうい手続きをとればよいですか？ ▶

A

- 「**追試験受験願**」と**診断書を授業運営課へ提出してください。**「追試験受験願」は、ホームページからもダウンロードできます。提出締切等詳細は、UNITAMAに掲示されるので確認をする必要があります。 ▶ 詳細はp.48

Q 授業を欠席した場合は、どうすればよいですか？ ▶

A

- 本学では、「授業の4分の3以上出席しなければその科目の定期試験の受験を認めず、単位を認定しない」と定めていますが、**原則はすべての授業に出席しなければなりません。**
- なお、やむを得ない事情で授業を欠席した場合、欠席の理由や期間によっては手続きが必要になります。 ▶ 詳細はp.48

Q 親戚が亡くなったのですが、何をすればよいですか？ ▶

A

- **1親等から3親等の近親者が死去した場合は、所定の手続きをとることにより、授業の欠席が「公欠」になります。** 手続きは、公欠期間最終日の翌日から7日以内(土・日大学が定める休日を含む)であれば、事後で構いません。
- 1親等の方が死去した場合は、弔慰金等を贈ることになっているので、所属の学部事務室に連絡してください。
- なお、**保証人として届け出ている方が死去した場合は、保証人を変更する手続きも必要になります。** ▶ 詳細はp.48

課外活動について

Q 課外活動に参加したいのですが、どこか相談できる場所はありますか？ ▶

A

- **学生センターで紹介しています。** 体育会・文化会クラブはもちろんのこと、公認サークルも大学に登録してあるものについては紹介しています。 ▶ 詳細はp.106